

1 合併市町の状況

(1) 合併の概要

三重県内では、平成11年3月末から平成18年3月末までの7年間に16件の合併があり、69市町村から40市町村が減少し29の市町となった。減少率は58%、減少率の大きい方から数えて全国第13位であった(6ページを参照。)

都道府県別に見ると、平成11年3月末と平成26年4月初旬を比べたところ、市町村の減少率が50%以上となっているのは、三重県を含む26県、50%未満30%以上は、宮城県など14府県、30%未満は7都道府県であった。なお、減少率が70%を超えているのは、長崎県(73.4%)、広島県(73.3%)、新潟県(73.2%)、愛媛県(71.4%)の4県であった。一方、減少率が10%未満は、大阪府(2.3%)、東京都(2.5%)の2都府となっている。また、合併の進展により、1都道府県当たり平均68.8市町村だったものが36.6市町村となった。

① 人口規模の推移

三重県の1市町村当たりの平均人口は、平成11年3月末の26,686人(全国:36,387人)から平成18年3月末には64,046人(全国:65,234人)となり、全国平均並の規模を備えることとなった。人口段階別では、人口2万人未満の市町村の割合が減少しており、特に5千人未満の市町村はなくなっている。

一方、全国状況と同様に人口2万人以上の区分は、いずれの区分でも市町村数の割合は増加した。特に、町同士の合併により2市(いなべ市、志摩市)が誕生し、現在の14市15町となった。

平成27年2月1日時点での16合併団体の人口は1,381,054人、1団体当たりの平均人口は86,316人となっている(個別団体の人口については、資料編「(1)人口の状況」(66~68ページ)を参照。)

② 面積規模の推移

三重県においては、200k㎡未満の市町村が減少しており、特に100k㎡未満の市町村の減少が82.2%と大きく、構成割合は65.2%から27.6%にまで激減した。

一方、市町村合併の進展により200k㎡以上の団体が増加し、特に従来には存在しなかった500k㎡以上の団体(津市、松阪市、伊賀市)が出現することとなった。

③ 三重県の市町村合併の状況

合併期日	新市町名	関係市町村
H15. 12. 1	いなべ市	北勢町、員弁町、大安町、藤原町
H16. 10. 1	志摩市	浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町
H16. 11. 1	伊賀市	上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町
H16. 12. 6	桑名市	桑名市、多度町、長島町
H17. 1. 1	松阪市	松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町
H17. 1. 11	亀山市	亀山市、関町
H17. 2. 7	四日市市	四日市市、楠町
H17. 2. 14	大紀町	大宮町、紀勢町、大内山村
H17. 10. 1	南伊勢町	南勢町、南島町
H17. 10. 11	紀北町	紀伊長島町、海山町
H17. 11. 1	伊勢市	伊勢市、二見町、小俣町、御菌村
H17. 11. 1	熊野市	熊野市、紀和町
H18. 1. 1	津市	津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村
H18. 1. 1	多気町	多気町、勢和村
H18. 1. 10	紀宝町	紀宝町、鵜殿村
H18. 1. 10	大台町	大台町、宮川村

市町村数の変遷

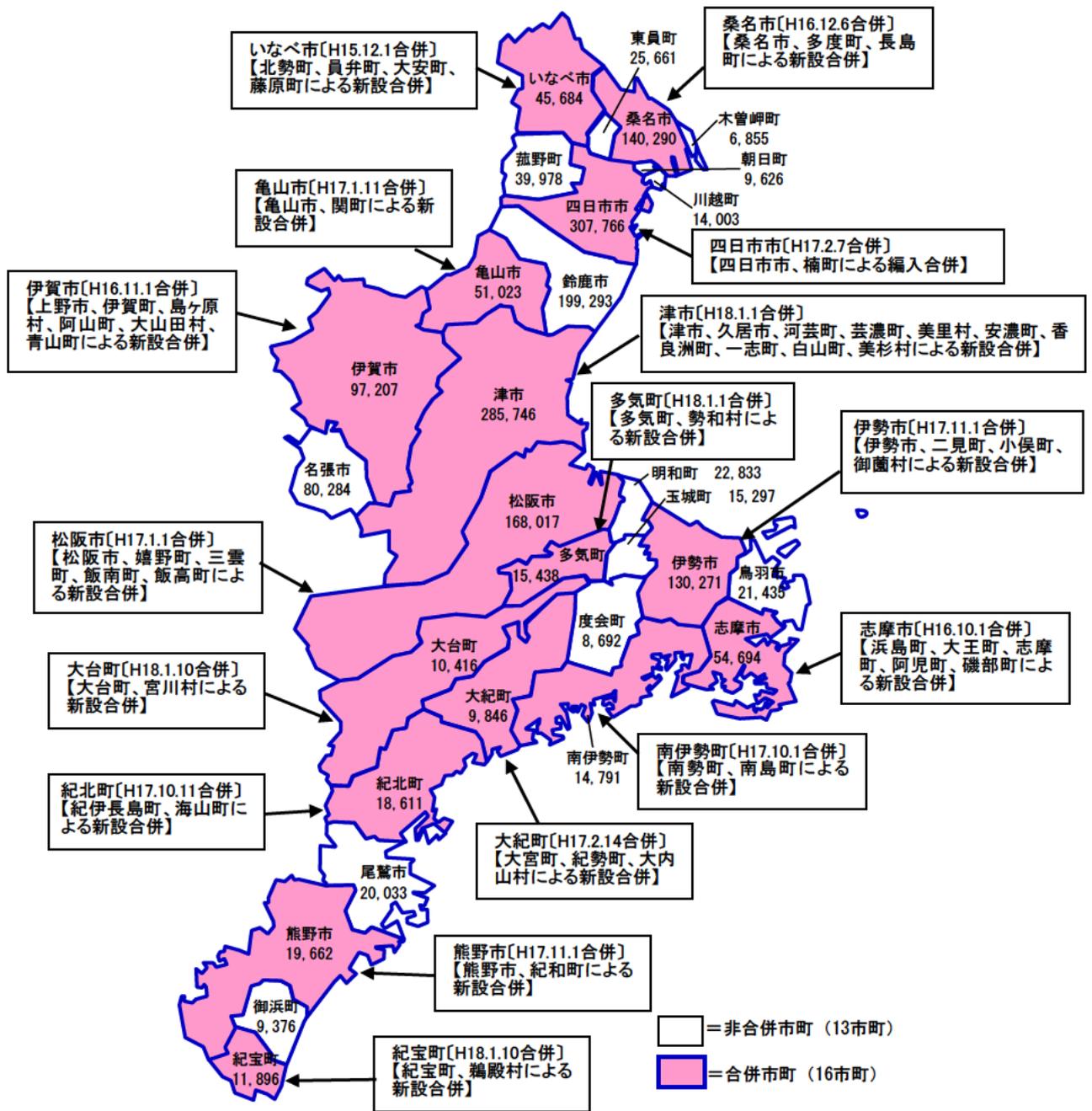
平成 11 年 3 月 31 日 (平成の大合併前)

(市) 13 (町) 47 (村) 9 (計) 69

40 減

平成 18 年 3 月 31 日 (平成の大合併後)

(市) 14 (町) 15 (村) 0 (計) 29



※市町名の下に記載の数字は平成 22 年国勢調査人口（確定値）

④都道府県別合併の進捗状況

	都道府県名	H11.3.31の 市町村数	内 訳			H26.4.5の 市町村数	内 訳			減少率
			市	町	村		市	町	村	
1	長崎県	79	8	70	1	21	13	8	0	73.4%
2	広島県	86	13	67	6	23	14	9	0	73.3%
3	新潟県	112	20	57	35	30	20	6	4	73.2%
4	愛媛県	70	12	44	14	20	11	9	0	71.4%
5	大分県	58	11	36	11	18	14	3	1	69.0%
6	島根県	59	8	41	10	19	8	10	1	67.8%
7	山口県	56	14	37	5	19	13	6	0	66.1%
8	岡山県	78	10	56	12	27	15	10	2	65.4%
9	秋田県	69	9	50	10	25	13	9	3	63.8%
10	滋賀県	50	7	42	1	19	13	6	0	62.0%
11	香川県	43	5	38	0	17	8	9	0	60.5%
12	佐賀県	49	7	37	5	20	10	10	0	59.2%
13	三重県	69	13	47	9	29	14	15	0	58.0%
14	山梨県	64	7	37	20	27	13	8	6	57.8%
15	岐阜県	99	14	55	30	42	21	19	2	57.6%
16	富山県	35	9	18	8	15	10	4	1	57.1%
17	鹿児島県	96	14	73	9	43	19	20	4	55.2%
18	兵庫県	91	21	70	0	41	29	12	0	54.9%
19	石川県	41	8	27	6	19	11	8	0	53.7%
20	静岡県	74	21	49	4	35	23	12	0	52.7%
21	熊本県	94	11	62	21	45	14	23	8	52.1%
22	徳島県	50	4	38	8	24	8	15	1	52.0%
23	福井県	35	7	22	6	17	9	8	0	51.4%
24	鳥取県	39	4	31	4	19	4	14	1	51.3%
25	宮城県	71	10	59	2	35	13	21	1	50.7%
26	群馬県	70	11	33	26	35	12	15	8	50.0%
27	栃木県	49	12	35	2	25	14	11	0	49.0%
28	茨城県	85	20	48	17	44	32	10	2	48.2%
29	岩手県	59	13	30	16	33	14	15	4	44.1%
30	京都府	44	12	31	1	26	15	10	1	40.9%
31	宮崎県	44	9	28	7	26	9	14	3	40.9%
32	青森県	67	8	34	25	40	10	22	8	40.3%
33	和歌山県	50	7	36	7	30	9	20	1	40.0%
34	愛知県	88	31	47	10	54	38	14	2	38.6%
35	福岡県	97	24	65	8	60	28	30	2	38.1%
36	高知県	53	9	25	19	34	11	17	6	35.8%
37	長野県	120	17	36	67	77	19	23	35	35.8%
38	福島県	90	10	52	28	59	13	31	15	34.4%
39	千葉県	80	31	44	5	54	37	16	1	32.5%
40	埼玉県	92	43	38	11	63	40	22	1	31.5%
41	沖縄県	53	10	16	27	41	11	11	19	22.6%
42	山形県	44	13	27	4	35	13	19	3	20.5%
43	奈良県	47	10	20	17	39	12	15	12	17.0%
44	北海道	212	34	154	24	179	35	129	15	15.6%
45	神奈川県	37	19	17	1	33	19	13	1	10.8%
46	東京都	40	27	5	8	39	26	5	8	2.5%
47	大阪府	44	33	10	1	43	33	9	1	2.3%
全 国		3,232	670	1,994	568	1,718	790	745	183	46.8%
平 均		68.8	14.3	42.4	12.1	36.6	16.8	15.9	3.9	-

※みよし市、野々市市、長久手市、白岡市、大網白里市、滝沢市の単独市制施行を含む。

※総務省「都道府県別合併の進捗状況（減少率順）」を加工したもの。

(2) 行政基盤

合併を契機として、三役定数を約 8 割、議員定数を約 6 割削減するとともに、職員数についても約 2 割を削減し、合併後の規模に応じた適正化を図っている。

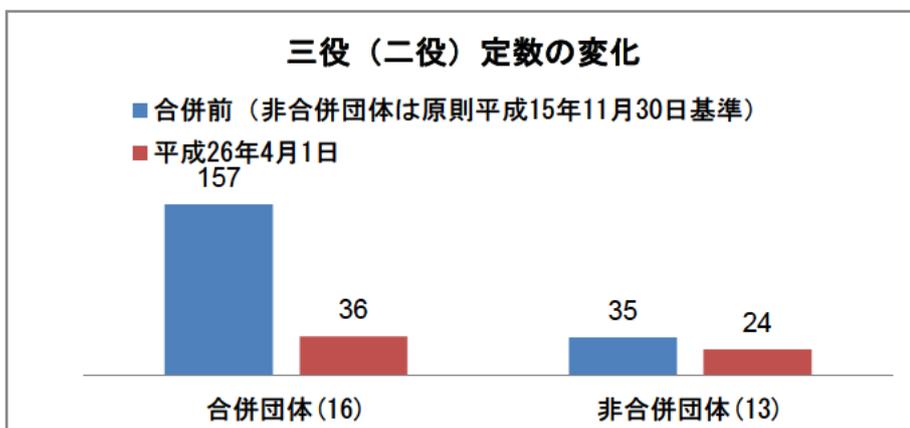
また、職員数を削減していく過程において、企画・管理部門などの本庁への集約、再編や統合などの本庁組織の見直しなど、多くの団体で組織の簡素化・合理化に取り組んでいる。

一方で、危機管理担当課や子育て支援担当課の新設など、住民のニーズを踏まえた組織機構の充実を図るとともに専門職員の確保を行うなど、基礎自治体として住民の安全・安心の確保や喫緊の課題に対応している。

① 三役（二役※）定数の変化

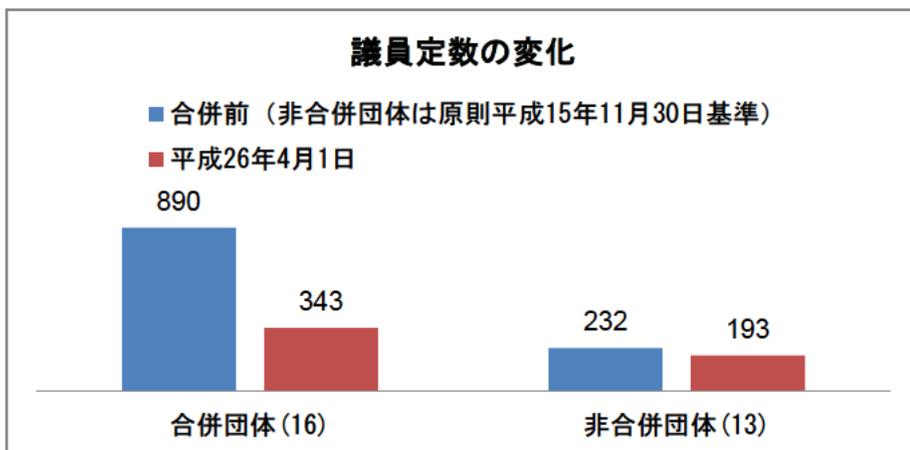
合併団体は三役（二役）の数を約 8 割削減している。

※地方自治法の改正に伴い、平成 19 年 4 月から、助役制度と収入役制度が見直され、代わりに、副市町村長を置くこととされた。



② 議員定数の変化

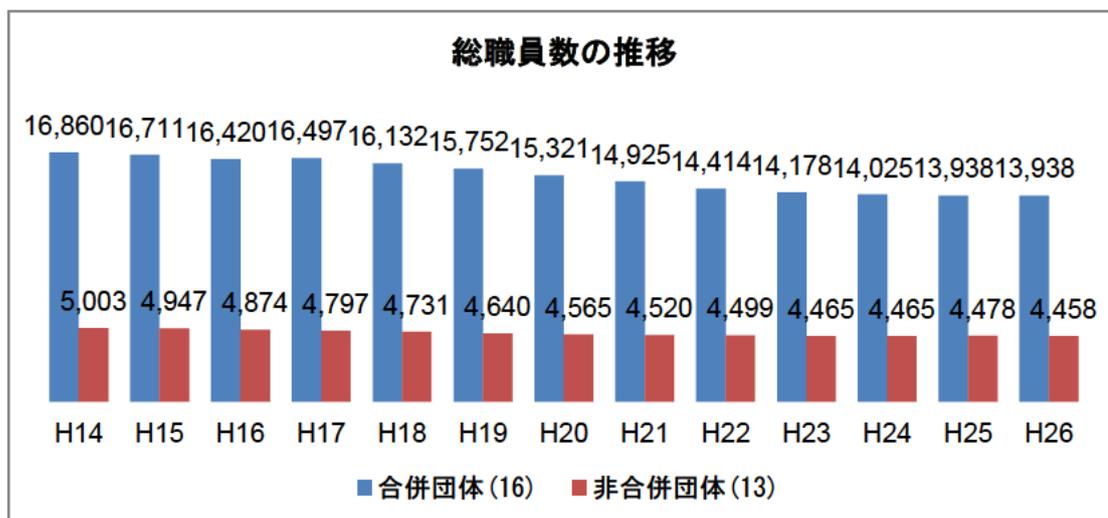
合併団体は議員定数を約 6 割削減しており、合併後の規模に応じた適正化を図っている。



③ 総職員数の推移

合併団体、非合併団体のいずれも職員数の減少が進んでおり、合併団体（17.3%減）については、非合併団体（10.9%減）と比べ高い減少率（※）となっている。

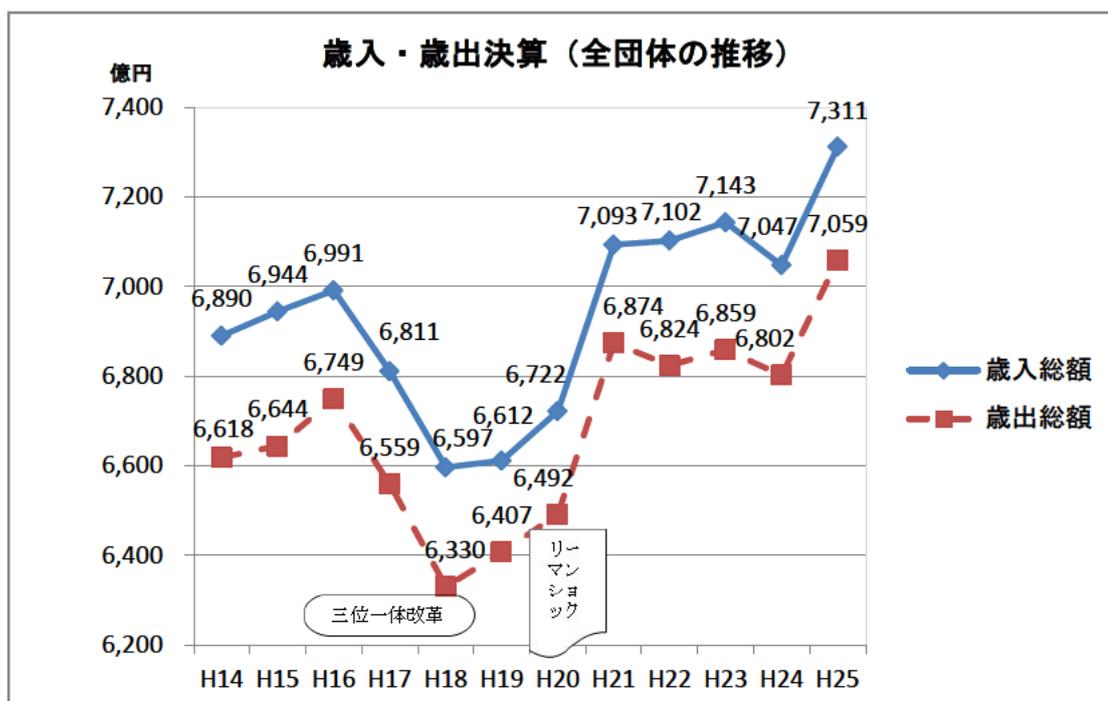
※減少率は、平成14年度と平成26年度を比較したもの。



(3) 財政状況

① 歳入・歳出決算

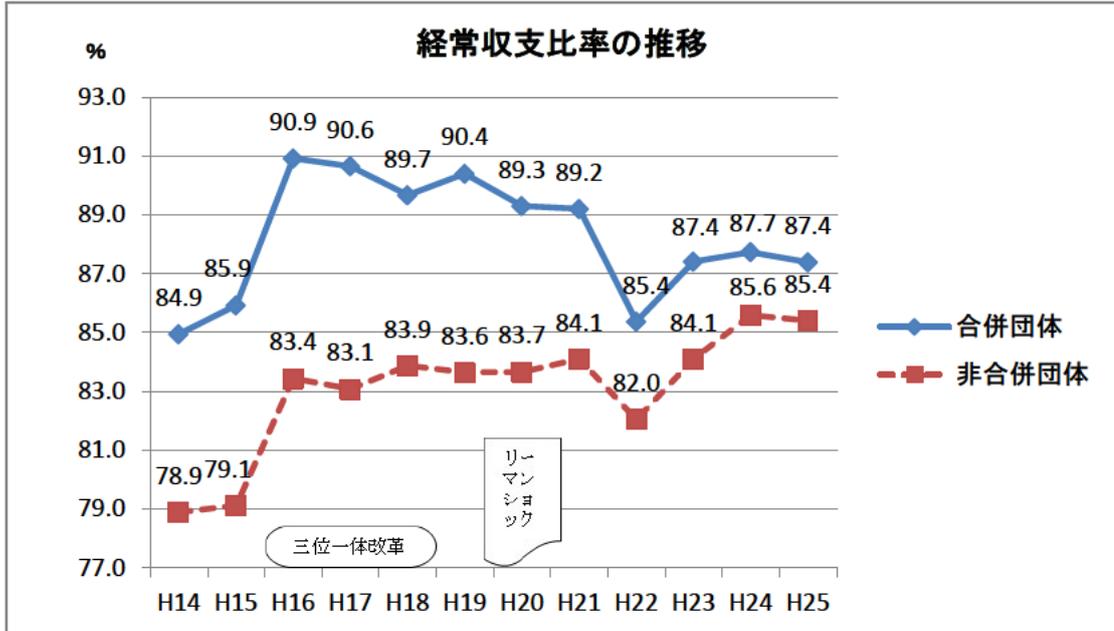
歳入歳出ともに、平成16年度以降の三位一体改革に伴う、厳しい歳出削減努力により縮小したが、リーマンショック後の経済活性化のための臨時交付金の創設や地方交付税の加算措置などにより回復基調となっている。



② 財政指標

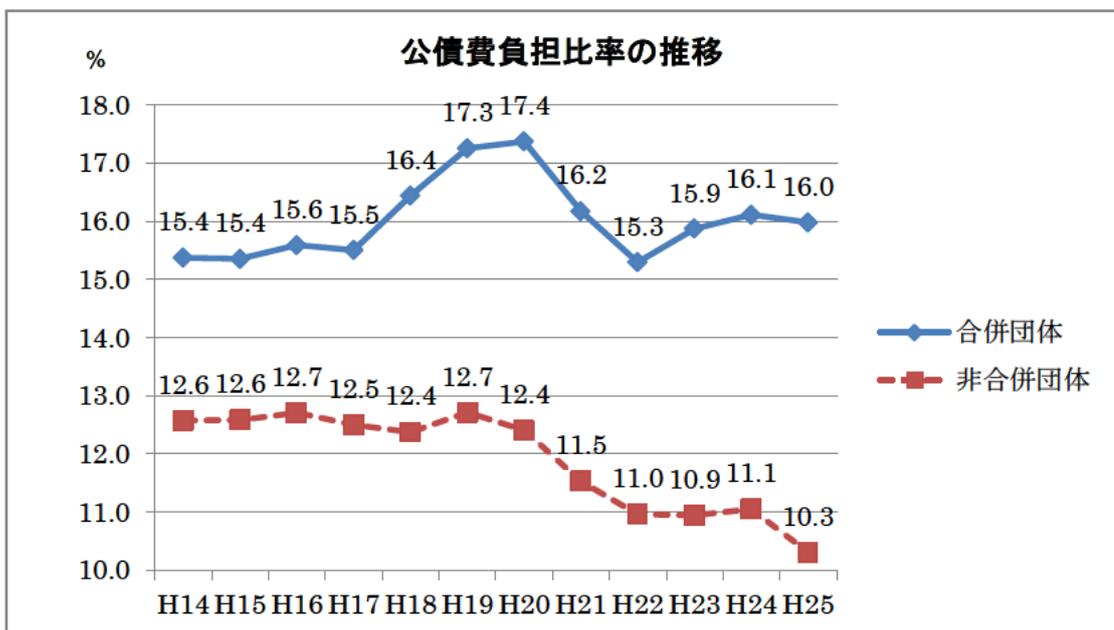
ア 経常収支比率（※1）

経常収支比率は人件費、扶助費、公債費等の義務的経費が増加するとその比率は高くなるが、義務的経費は近年増加傾向にある。平成21年度までは、三位一体改革以降の地方交付税を始めとする一般財源総額の減少もあって、高水準で推移していたが、平成22年度は、リーマンショック後の加算措置もあり低水準で推移している。合併団体においては80%台後半～90%台で推移し、非合併団体においても70%台～80%台後半となっている。



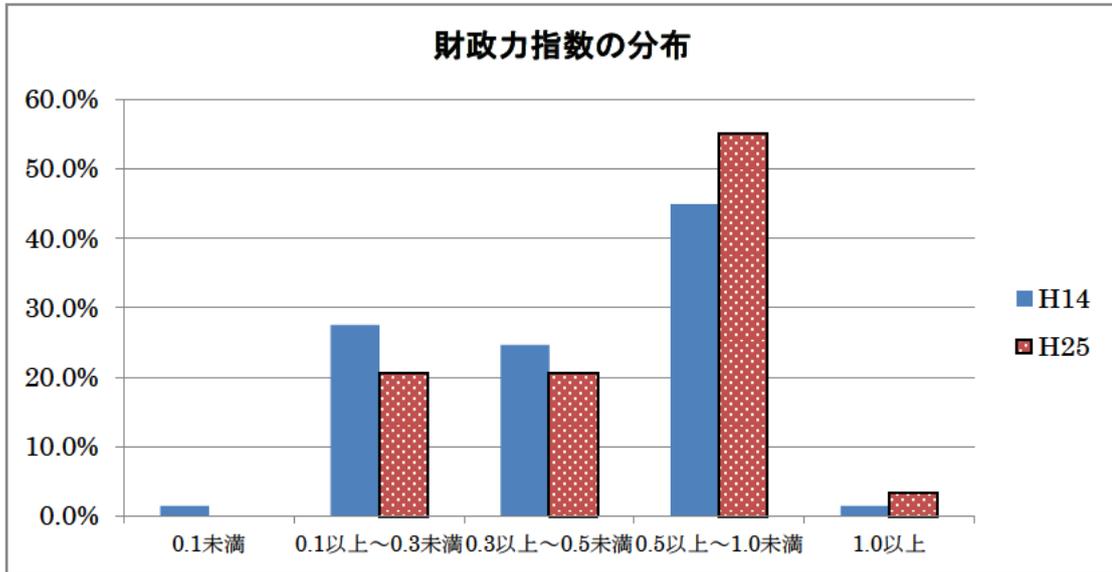
イ 公債費負担比率（※2）

合併団体では、平成18年度を境に大幅な増加を示し、平成21年度以降は16%前後で推移している。非合併団体では、平成20年度までは12%台で推移していたが、その後は地方債の発行抑制等により減少傾向にある。



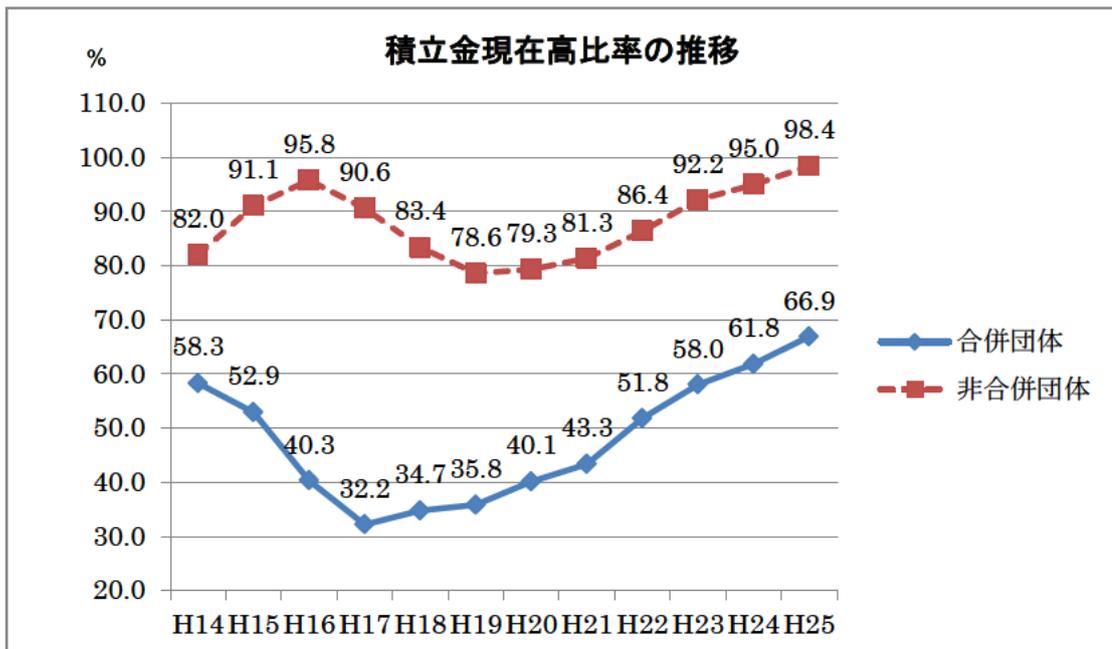
ウ 財政力指数（※3）

合併前の平成14年度は、0.1を下回る団体が1団体（1.4%）あったが、平成25年度には財政力のより高い区分の分布に移動しており、0.5を超える団体比率が半分を超えるなど、合併前後で比較すると財政力の高い団体の比率が増加している。



エ 積立金現在高比率（※4）

合併団体は合併後積立金の増加を図っているが、合併前に比率を下げていたことや、非合併団体で比率が400%程度の団体があることなどから、非合併団体に比較するとその水準が低位である。しかし、非合併団体であっても、その中には10%台の団体もあるなど団体間のばらつきが大きくなっている。



※1 経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する比率。人件費、扶助費、公債費等の義務的経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかをみる指標で、この比率が低いほど、普通建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることを示す。

$$\frac{\text{経常経費充当の一般財源の額}}{\text{経常一般財源}} \times 100 (\%)$$

※2 公債費負担比率

公債費充当一般財源（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源）が一般財源総額に対し、どの程度の割合になっているかを示す指標。公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているか、財政構造の弾力性を判断することができる。

$$\frac{\text{公債費充当一般財源等}}{\text{一般財源総額}} \times 100 (\%)$$

※3 財政力指数

当該地方公共団体の財政力を表す指標。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の当該年度を含む過去3ヵ年の平均値をいう。「1」に近く、あるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされ、「1」を超えると普通交付税の不交付団体となる。

$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{の3ヵ年平均}$$

※4 積立金現在高比率

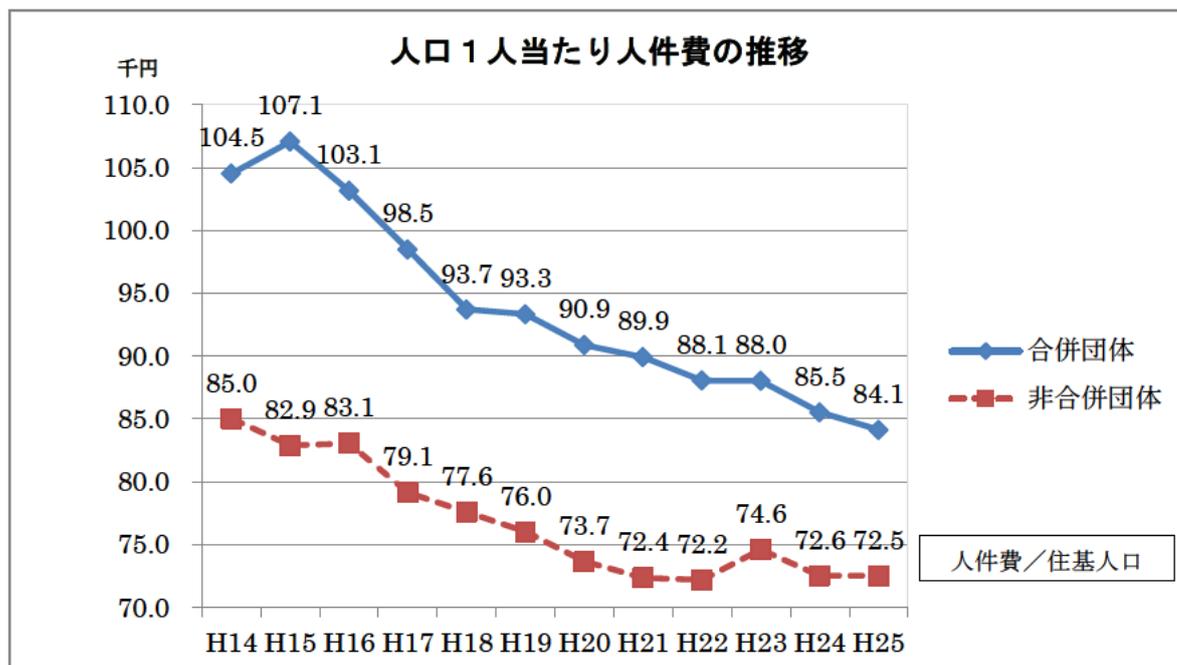
標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源規模）に対する積立金現在高（財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金）の割合である。

③ 財政上の効果

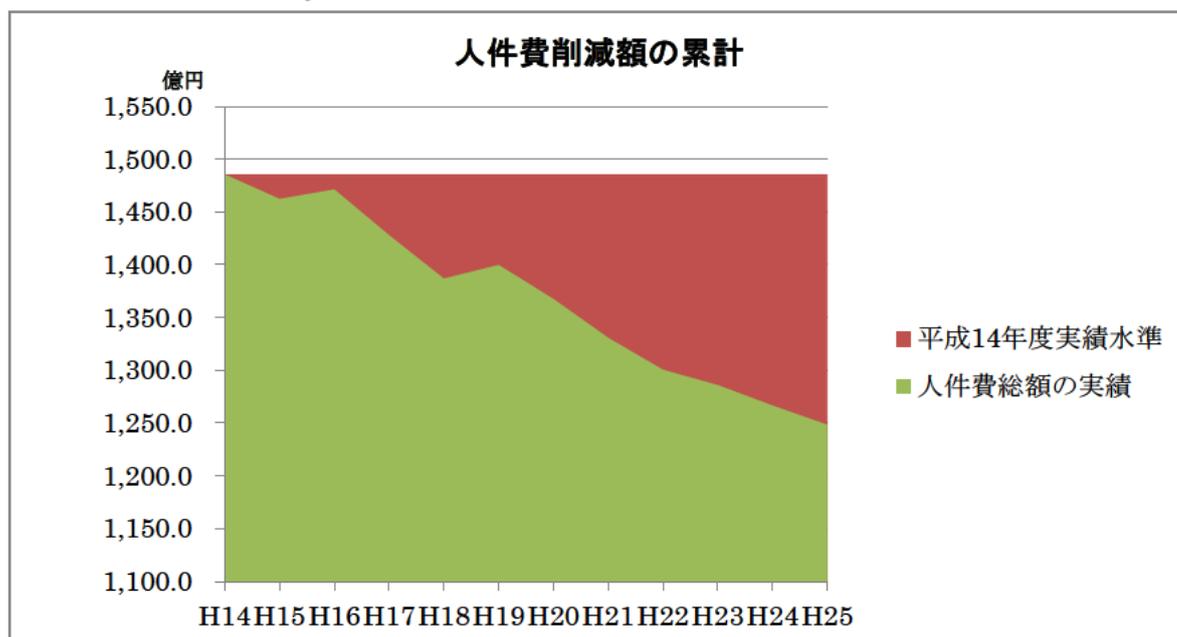
ア 人件費の削減額

合併団体、非合併団体ともに、国から行政改革に積極的に取り組むことを要請されたことを受け、平成 17 年度から平成 21 年度までを期間とした行政改革の計画を「集中改革プラン」として策定・公表し、簡素で効率的な組織体制の確立に向けた定員管理等に取り組んだため、人件費は緩やかに減少している。

また、合併団体は平成 24 年度において非合併団体の平成 14 年度と同水準となっている。

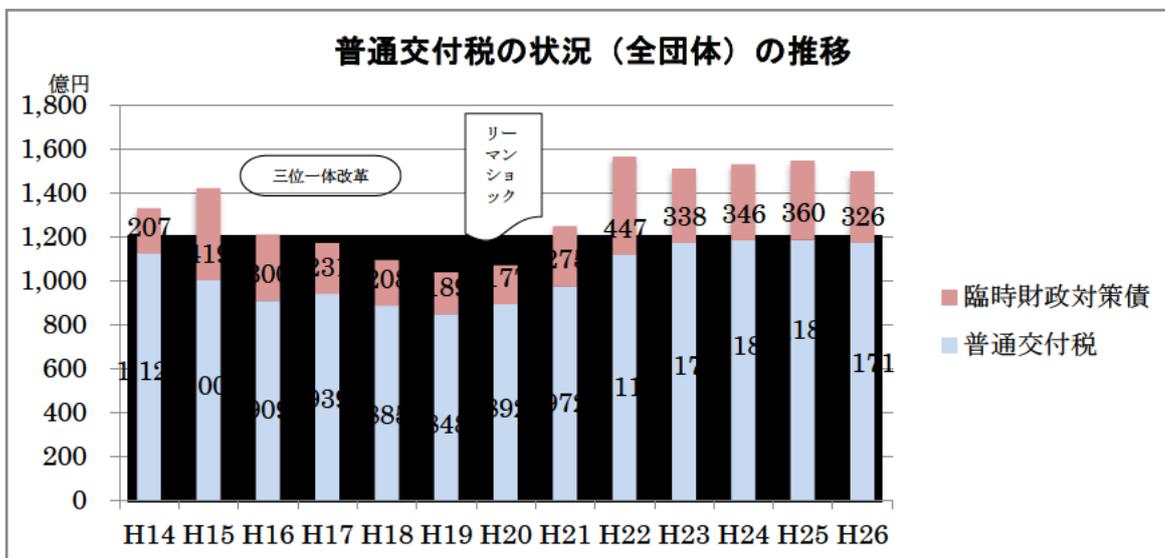


平成 15～25 年度（11 年間）の累計で見ると、1,393.2 億円の人件費削減効果があったことになる。

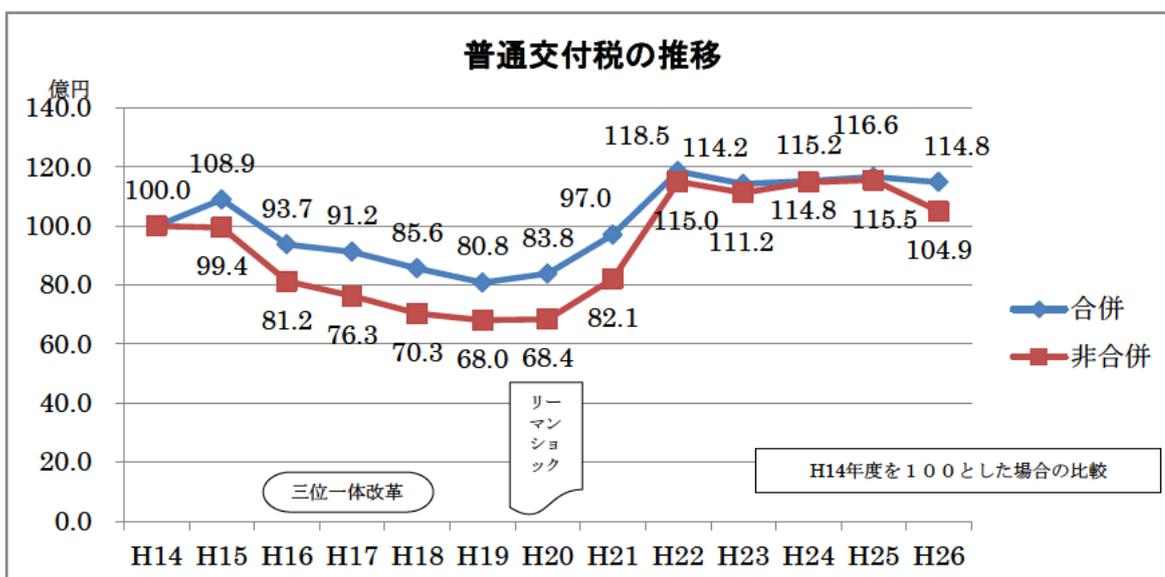


イ 普通交付税の状況

三位一体改革による普通交付税の削減とリーマンショック後の経済危機に対応した普通交付税の増額による変動が大きい。自主財源が乏しく、普通交付税への依存割合の高い団体にとっては、普通交付税の額の変動が財政運営に多大な影響を及ぼしている。



三位一体改革により、合併団体、非合併団体ともに減少するものの、合併団体の方が小さな減少幅に抑えられている。



(4) 財政特例措置の状況

- ① 市町村合併推進体制整備費補助金（国庫補助金） 73.2 億円
- ② 三重県市町村合併支援交付金（県交付金） 104.0 億円
- ③ 合併特例債 1,964.4 億円
- ④ 合併算定替（普通交付税の算定の特例等） 2,183.0 億円

(H27.3月末時点、単位：億円)

市町名	補助・交付金		地方債		地方交付税		
	合併補助・交付金		合併特例債 ③		普通交付税		特別交付税
	国 ①	県 ②	建設事業	基金造成	合併補正	合併算定替④	合併支援
いなべ市	4.8	7.0	117.8	24.7	5.0	170.3	7.8
志摩市	5.7	8.0	201.4	31.3	6.9	215.5	8.3
伊賀市	7.5	9.0	241.5	33.3	12.1	268.2	7.0
桑名市	6.0	6.0	133.2	15.2	9.9	139.3	5.1
松阪市	7.8	8.0	190.9	—	16.5	254.1	7.0
亀山市	2.4	5.0	60.3	12.9	3.4	60.0	4.3
四日市市	4.5	5.0	173.9	31.4	16.2	86.9	4.4
大紀町	2.1	6.0	40.3	14.5	1.9	68.5	5.7
南伊勢町	2.4	5.0	28.1	11.0	1.8	40.7	6.5
紀北町	3.0	5.0	27.4	10.3	2.0	40.4	6.6
伊勢市	6.3	7.0	173.9	31.9	11.6	173.2	6.8
熊野市	2.1	5.0	30.0	9.5	2.1	31.6	4.1
津市	13.5	13.0	192.6	38.0	30.0	511.0	12.0
多気町	2.4	5.0	13.5	—	1.8	46.2	5.3
紀宝町	1.4	5.0	22.3	10.2	1.6	38.0	5.2
大台町	1.3	5.0	34.7	8.6	1.6	39.1	5.2
合 計	73.2	104.0	1,681.9	282.5	124.4	2,183.0	101.3

※1 市町村合併推進体制整備費補助金、三重県市町村合併支援交付金、合併特例債及び普通交付税の合併算定替については、各項目の中で詳細を記述する。

※2 平成26年度の合併特例債は、発行予定額で計上している。

※3 普通交付税の合併補正とは、合併直後に必要となる行政の一体化に要する経費、行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費及び合併により臨時的に増加する経費に対応するために包括的に措置したもの。

※4 特別交付税の合併支援措置とは、合併を機に行うコミュニティ施設整備などの新しいまちづくり、合併関係市町村の公共料金調整や公債費負担格差是正などの需要に的確に対応するために包括的に措置したもの。

※5 津市、紀宝町、大台町については、「資料編」に記載する補助金総額と一致しない。

① 市町村合併推進体制整備費補助金の概要

国庫補助金として、市町村建設計画に基づく事業に対し、合併関係市町村の人口に応じ、1 関係市町村あたり 6 千万円～3 億円の合算額を市町村建設計画の期間内に補助されている。

② 三重県市町村合併支援交付金の概要

県交付金として、以下の交付対象事業に対し、それぞれの合併市町村数に応じ、限度額を算定し、その範囲内で交付している。

・ 交付対象事業

合併が行われた日の属する年度を起算とする 10 年度間以内に実施する以下に掲げる合併後の一体的なまちづくりのための事業

- I 市町村建設計画に基づいて実施する事業
- II 地域アイデンティティを高めるための事業
- III 合併によって生じる行政サービスの格差を是正するための事業
- IV その他知事が認める事業

・ 交付金の限度額（合併後 10 年度間）

5 億円 + (N - 2) × 1 億円
(N は合併関係市町村数)

③ 合併特例債の概要

合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費又は合併後の市町村が行う一定の基金の積立てに要する経費については、合併年度及びこれに続く 10 年（現在は 15 年に変更）に限り、地方財政法第 5 条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

④ 合併算定替の概要と現在の状況

ア 合併算定替の概要

市町村合併後、行政運営に係る経費の急激な節減が困難であることを考慮し、合併後 10 カ年度は、合併がなかったと仮定して算定された普通交付税の額を保障、その後さらに 5 カ年度は激変緩和措置が講じられる。

イ 合併算定替の現在の状況

平成 15 年 12 月に合併した「いなべ市」を皮切りに、合併後 10 年間を市町村合併がなかったものとみなして普通交付税を算定する特例措置の期間が順次終了し、平成 26 年度から順次 5 年間の激変緩和措置期間に入ることとなる。これらの特例措置が全廃された場合、県全体で約 256 億円（H26 交付額ベース）の大幅な普通交付税の減少が生じることとなる。

しかし、合併により市町の面積が拡大する等市町の姿が大きく変化したことから、災害時の拠点としての支所の重要性が増すなど、合併当初には想定していなかった新たな財政需要も生じている。

このため、平成 26 年度以降 5 年程度の期間で普通交付税の算定方法の見直しが行われる。具体的には、平成 26 年度から地域振興費の支所に要する経費が加算され、平成 27 年度以降は、標準団体の面積や人口密度による補正の見直しにより、消防署の維持に係る経費やごみ収集・運搬に要する経費など、合併団体に配慮した各種経費の見直しが順次なされている。

合併算定替の状況（H26 普通交付税ベース・臨財債除く）

（単位：百万円）

市町名	合併年月日	年 度																	
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
いなべ市	H15.12.1	1,957										1,761	1,370	979	587	196	0	0	0
志摩市	H16.10.1	2,202										1,982	1,541	1,101	661	220	0	0	
伊賀市	H16.11.1	2,894										2,605	2,026	1,447	868	289	0	0	
桑名市	H16.12.6	1,481										1,333	1,037	741	444	148	0	0	
松阪市	H17.1.1	2,841										2,557	1,989	1,421	852	284	0	0	
亀山市	H17.1.11	849										764	594	425	255	85	0	0	
四日市市	H17.2.7	1,338										1,204	937	669	401	134	0	0	
大紀町	H17.2.14	772										695	540	386	232	77	0	0	
南伊勢町	H17.10.1	435										392	305	218	131	44	0		
紀北町	H17.10.11	485										437	340	243	146	49	0		
伊勢市	H17.11.1	2,003										1,803	1,402	1,002	601	200	0		
熊野市	H17.11.1	387										348	271	194	116	39	0		
津市	H18.1.1	6,529										5,876	4,570	3,265	1,959	653	0		
多気町	H18.1.1	525										473	368	263	158	53	0		
紀宝町	H18.1.10	430										387	301	215	129	43	0		
大台町	H18.1.10	484										436	339	242	145	48	0		
										計	25,612	25,416	23,788	19,795	14,673	9,551	4,622	1,129	0

 合併算定替期間・・・合併年度及びこれに続く 10 カ年度について合併がなかったと仮定して毎年算定した普通交付税額を全額保障する期間（金額は調整率を乗じた後の金額）

 激変緩和措置期間・・・上記期間後、激変緩和措置として、5 カ年度で増加額を段階的に縮減される期間（11 年目：90%、12 年目：70%、13 年目：50%、14 年目：30%、15 年目：10%に縮減）

(5) 住民サービスの統一状況

合併した16団体のうち、上水道料金においては12団体、下水道料金においては10団体で統一されている。サービス水準は高い方に、住民負担は低い方に統一する方向で調整した団体もある。全体としては、合併前と比較すると微増しているが、一部の旧市町村においては合併後、料金が低下している。

	上水道料金	下水道料金(※1)	国民健康保険料(税)	保育料
合併前から差異なし	1団体	1団体	0団体	0団体
合併時に統一	1団体	4団体	5団体	4団体
合併後に統一	11団体	6団体	11団体	12団体
未統一(※2)	3団体	1団体	0団体	0団体

※1 下水道料金については、4団体が下水道未整備のため、合計12団体となる。

※2 未統一には経過措置期間中の団体を含む。

(6) 各種団体の統合状況

合併により消防団等は統合されている一方で、観光協会等は統合されていないケースも見受けられるなど、各種団体の役割に応じて統合の要否が検討されていることが伺える。

各種団体名	合併前(※)	H27.1.31時点
消防団	56	16
社会福祉協議会	56	17
商工会議所・商工会	54	25
観光協会	40	23
体育協会	52	16
農協	21	20

※合併時期が団体によって、異なっているため統一的に合併前と表記している。

